

神宮外苑地区のまちづくりに係る基本覚書の締結について

平成27年3月13日
都 市 整 備 局

1 覚書の概要

- 対象区域：新国立競技場と青山通り沿道に挟まれたエリア（別紙参照）
- 目的：関係者相互の連携・協力のもと、オリンピック・パラリンピック大会開催後を見据え、神宮外苑地区のまちづくりの推進
- 締結者：都及び6者（下表参照）
- 内容：神宮外苑地区の再整備に向けた具体的な協議の推進

2 関係権利者の状況

明治神宮	非開示
JSC	非開示
TEPIA	非開示
伊藤忠商事(株)	非開示
日本オラル(株)	非開示
三井不動産(株)	非開示

3 今後のスケジュール(案)

- H27.3~4 上旬 基本覚書を締結（綱印式）
- H28.3 まちづくり基本計画について合意
- H28~H30 都市計画決定及び土地区画整理事業実施

神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書

東京都と6関係権利者（宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター、一般財団法人高度技術社会推進協会、伊藤忠商事株式会社、日本オラル株式会社及び三井不動産株式会社）（以下これらを「関係者」という。）とは、神宮外苑地区全体のまちづくりと整合を図りながら、相互に連携・協力してまちづくりを推進するため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、「東京都市計画神宮外苑地区地区計画（平成25年6月決定）」に定めた、神宮外苑地区内の緑豊かな環境ある都市景観を保全しつつ、スポーツクラスターと魅力ある複合市街地を実現することを目標に、関係者が相互に連携・協力し、まちづくりを進めることを目的とする。

（対象区域）

第2条 対象区域は、別紙のとおりとする。

（関係者の責務）

第3条 関係者は、第2条に定める対象区域において、第1条に定める目的を実現するため、誠意を持って協議を進める。

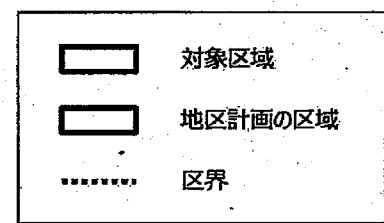
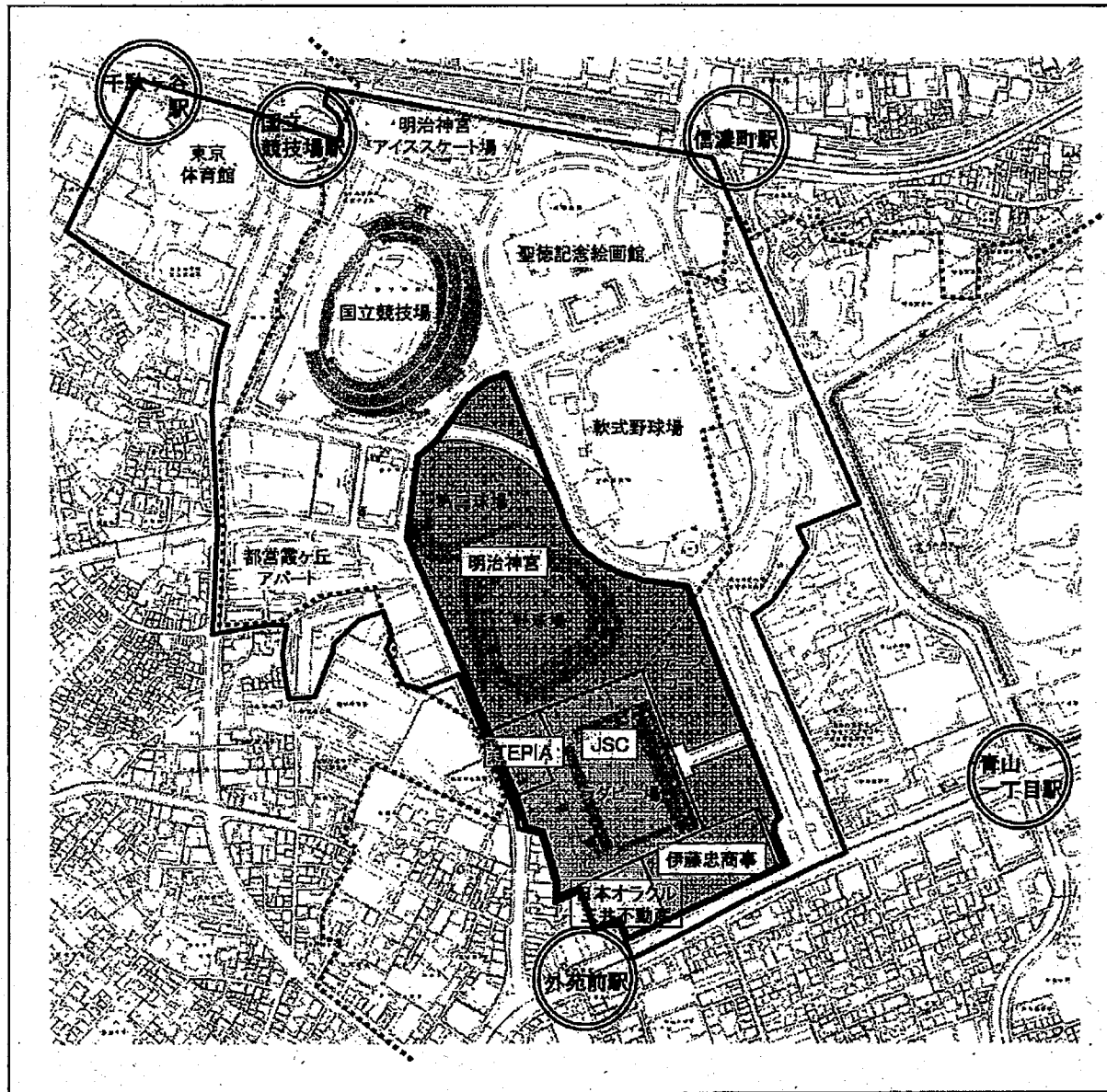
（その他）

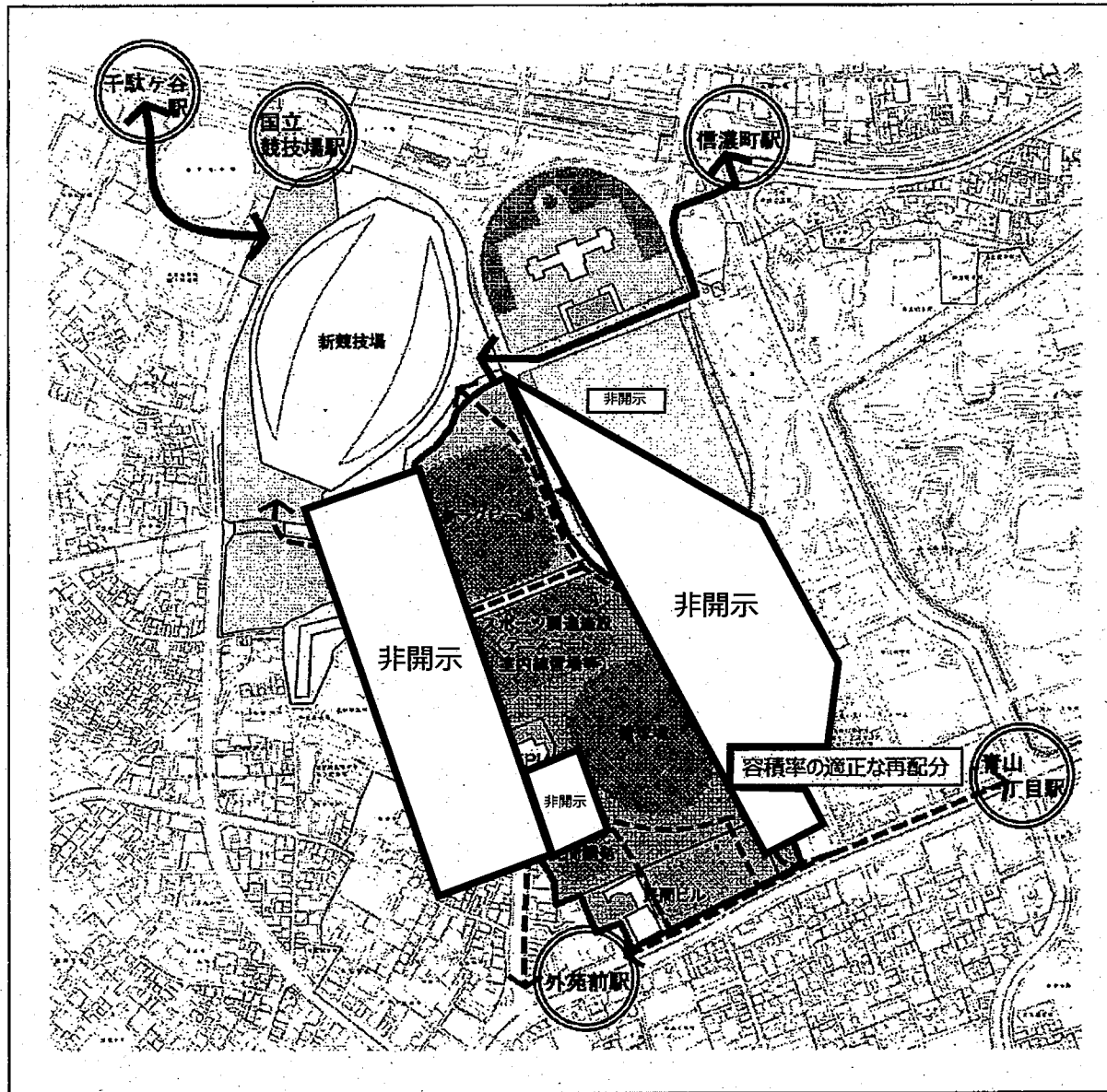
第4条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じた場合は、関係者で誠実に協議するものとする。

上記覚書締結の証として本書を7通作成し、関係者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 月 日

(別紙)





《 再整備イメージ 》

- ・緑豊かな風格ある都市景観との調和を図りつつ、にぎわい溢れるスポーツ・文化・交流の拠点を形成
- ・商業、業務等の都市機能を導入し、風格と活力が共存する魅力的なまちを形成
- ・地区内外においてバリアフリー化された安全で快適な歩行者ネットワークを形成

《 実現手法 》

● 都が主導する土地区画整理事業の実施

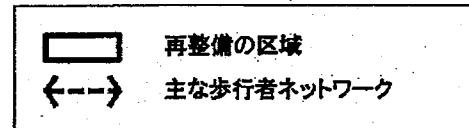
神宮球場やラグビー場における競技の継続に配慮しながら各施設を連鎖的に建替えるために、土地区画整理事業により敷地を再編

● 公園まちづくり制度の活用

スポーツの拠点形成に資する民間開発の事業化を推進するために、都市計画公園の未供用区域について、公園まちづくり制度を活用（未供用区域内の敷地の60%以上の緑地等の確保を前提に都市計画公園を廃止）

● 容積率の適正な再配分

隣接する風格ある都市景観と調和しながらスポーツ施設等を再整備するとともに、青山通り沿道等の土地の高度利用を促進し魅力ある複合市街地を形成するため、再整備の区域内で容積率を適正に再配分



〈ラグビーワールドカップまでに行う土地区画整理事業の概要〉

